

「西原町地域商品券運営支援事業 業務委託」
 公募型プロポーザルに係る質問への回答

令和8年2月12日
 西原町 建設部産業観光課

No	実施要領等の項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領 6(1)参加申込書類	「ウ 納税証明書(国税)」および「エ 納税証明書(地方税)」については、写しの提出でも問題ありませんか。	どちらの証明書の提出に関しても、写しの提出でも可 で、差し支えございません。
2	業務委託仕様書 3(1)商品券の内容 「利用期間 令和8年6月1日～令和8年10月 31日」 3(5)④対応期間 「町民対応(未着分の受付を含む) 令和8年4 月下旬～令和8年12月15日」	町民対応(未着分の受付を含む)令和8年4月下旬 ～令和8年12月15日と表記があります。 未着分の返送受付と言う事で、再発行期間は 10月31日まで、以降は使用できないと言う認識でよ いでしょうか。	仕様書4ページ、3(5)④対応期間に記載の「町民 対応(未着分の受付を含む) 令和8年4月下旬～ 令和8年12月15日」について、未着分の受付対応 (再発行)期間のご質問ですが、お見込みのとおりで す。 商品券の利用期間が10月31日までのため、未着分 の受付対応として考えられる対応期間は10月31日 になり、使用期間も同様です。
3			